

## 公共空間活用に関する認定基準

R6.6.1

| 判断項目  |
|---|
| 1. 本庄市の商工業振興または観光振興に資する事業であること<br>判断基準<br>・ 市外事業者のみで行われる事業でないこと<br>・ 事業目的が市内の商業振興、事業者支援、創業支援、市の魅力向上、公共空間の認知度向上等の事業目的であること |
| 2. 公共空間の利用者や市民の利用等の妨げとならない事業であること<br>また、公共空間の利用者や市民にも有益のある事業であること   |
| 3. 保健所の臨時出店届や消防署への露店開設届出書など、関連団体のルールを守り、必要な届出や許認可を受けて実施する事業であること  |
| 4. 各公共空間の利用ルールに従い、必ず原状復帰を行うと認められる事業であること（各公共空間の施設の汚損又は破損のおそれのない事業であること）   |

※マーケットを主催する代表者が、これらの基準を満たしていると商工観光課と事前に協議を済ませ、確認を得ていること。